

かごしま自転車条例の概要

1 名称
かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例

2 目的

自転車の安全で適正な利用の推進に関し、県の責務及び自転車利用者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするもの

3 施行日
平成29年3月24日
ただし、次の規定は、平成29年10月1日から施行する。

- ・ 自転車損害賠償保険等への加入義務
- ・ 幼児用座席に幼児を乗車させる際の乗車用ヘルメットを着用させる義務
- ・ 保護者の幼児、児童又は生徒（中学生に限る）に乗車用ヘルメットを着用させる義務

4 主な内容

各主体の役割

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ① 自転車利用者 | 利用する自転車の点検、整備、施錠 |
| ② 自転車貸付業者 | 貸付けの用に供する自転車の点検、整備 |
| ③ 事業者 | 従業員への啓発、指導 事業の用に供する自転車の点検、整備 |
| ④ 保護者 | 監護する未成年者に対する技能、知識の習得 |
| ⑤ 学校の長 | 交通安全教育の実施 |

主な施策

- ① 自転車損害賠償保険等への加入
- | | |
|-----------|---------|
| ア 自転車利用者 | } 加入の義務 |
| イ 自転車貸付業者 | |
| ウ 事業者 | |
| エ 自転車販売業者 | 加入確認の義務 |
- ② 乗車用ヘルメットの着用
- | | |
|------------|------------------------|
| ア 自転車利用者 | 着用の努力義務 同乗する幼児に着用させる義務 |
| イ 保護者 | 中学生以下の子に着用させる義務 |
| ウ 高齢者の同居者等 | 高齢者に着用の助言をする努力義務 |